「福岡県介護保険広域連合指定居宅介護支援等の事業の人員及び

運営の基準等に関する条例」の制定について

１　趣旨

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下、「医療介護総合確保推進法」という。）による介護保険制度の改正に伴い、居宅介護支援事業について、これまで都道府県が定めていた基準等について、地方自治体が条例で定めることとなりました。（平成30年4月1日施行）

これを受けまして、当広域連合において、「居宅介護支援」の基準等に関する条例を制定するものです。

この条例制定については、施行（平成30年4月1日）から１年間猶予されており（「医療介護総合確保推進法」附則第23条）、条例が施行されるまでの間は、都道府県で定められていた基準が適用されます。（介護保険最新情報Vol.380参照）

施行日：平成３０年８月１日

２　内容

(1) 居宅介護支援の基準に関すること

福岡県が定めていた基準に沿った条例としています。

なお、福岡県が定めていた基準は、基本として国の基準に沿った条例ですが、次に掲げる事項については独自のもので、広域連合の条例においても踏襲しています。

①記録の整備（条例第５条）

　　　整備しておかなければならない記録は、国の基準で規定するものと変わりませんが、介護報酬の返還請求権の時効消滅が５年間であることから、介護報酬請求に関連する記録の保存期間を、指定居宅介護支援の提供に係る保険給付支払いの日から５年間保存しなければならないこととします。

その他の記録の保存期間については、国の基準と同様に、記録の完結の日から２年間とします。

④暴力団の排除（条例第６条、第８条）

　　　指定居宅介護支援の事業の運営から暴力団関係者を排除することとしたものです。

具体的には、指定居宅介護支援事業所は、その運営について暴力団関係者の支配を受けてはならないこと、また、法人、その法人の役員等及び施設を管理する者は暴力団関係者であってはならないこととしました。